

注記

■重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金額を以て貸借対照表価額としておりますが、出資金のうち、市場価格のないものは、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合に、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法(間接法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年 ～ 50年	※ 建物附属設備含む
工作物	5年 ～ 60年	
物品	2年 ～ 15年	

・無形固定資産

定額法(直接法)を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

・賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

・退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買契約に係る方法に準じて会計処理を行っております。(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。)

なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

⑥資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・固定資産の計上基準

統一的な基準による財務書類作成開始後は、物品等を取得価額が50万円以上の場合に資産として計上しております。

また、修繕等は60万円以上の場合に資本的支出として資産に計上しております。

ただし、公園の遊具等で別途台帳との突合により管理が可能であるものについては、50万円未満の場合においても計上することとしております。

なお、その他詳細な固定資産の計上基準については、別途評価方針を定めることとしている。

・消費税等の会計処理

税込方式によっております。

■重要な会計方針の変更等

該当項目なし

■重要な後発事象

該当項目なし

■偶発債務

該当項目なし

■追加情報

①対象範囲(対象とする会計)

・一般会計等

小山市一般会計
小山市墓園やすらぎの森事業特別会計
小山市与良川水系湛水防除事業特別会計
小山市公共用地先行取得事業特別会計

・全体会計

小山市国民健康保険特別会計
小山市介護保険特別会計
小山市後期高齢者医療特別会計
小山市病院事業債管理事業特別会計
小山市栃木県南地方卸売市場特別会計
小山東部第二工業団地造成事業特別会計
テクノパーク小山南部造成事業特別会計
小山市水道事業会計

・連結会計

小山広域保健衛生組合
栃木県南公設地方卸売市場事務組合
栃木県市町村総合事務組合
栃木県後期高齢者医療広域連合
地方独立行政法人 新小山市民病院
小山市土地開発公社
小山都市開発 株式会社
公益財団法人 小山市体育協会
公益財団法人 小山市農業公社
一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター
株式会社 小山ブランド思川
一般社団法人 小山市観光協会
公益社団法人 小山市シルバー人材センター
社会福祉法人 小山市社会福祉協議会

・財務書類作成対象外の特別会計

小山市農業集落排水処理事業特別会計、小山市公共下水道事業特別会計において、現在地方公営企業会計に向けた作業に着手していることから、統一的な基準による財務書類作成の対象外とし、地方公営企業会計適用後から小山市水道事業同様、決算書を組替えて全体会計へ連結することとする。

なお、上記内容に伴う総務省公表のQ&A集の記載内容は以下の通り。

【 総務省公表Q&A集（1.全体-問番号3より一部抜粋） 】

地方公営企業法の財務規定等が非適用の地方公営企業会計のうち、適用に向けた作業に着手しているものについては、集中取組期間に法適用するものに限り、一定期間連結されないこととなるため、その旨を注記することとしますが、注記にあたっては当該地方公営企業事業会計が連結されない影響を補完する観点から、重要性や作業負担も踏まえ、企業債残高や他会計繰入金といった情報もあわせて記載することが望まれます。また、連結行政コスト計算書における「他会計への繰出金」等については、本来は内部取引として相殺消去されるため表示されませんが、当該地方公営事業会計は一定期間連結されずに相殺消去もされないことから、必要に応じて勘定科目を追加する必要があるとともに、その旨も注記する必要があります。

【 小山市農業集落排水処理事業特別会計 】

・企業債残高	4,720,651 千円
・他会計繰入金	484,000 千円

【 小山市公共下水道事業特別会計 】

・企業債残高	28,074,100 千円
・他会計繰入金	1,345,000 千円

【 小山市一般会計 】

・他会計への繰出金	1,829,000 千円
-----------	--------------

なお、連結対象団体は以下の連結方法を採用しております。

団体名	区分	連結方法	連結割合
小山広域保健衛生組合	一部事務組合等	比例連結	66.22%
栃木県南公設地方卸売市場事務組合	一部事務組合等	比例連結	66.60%
栃木県市町村総合事務組合 一般会計	一部事務組合等	比例連結	2.56%
栃木県市町村総合事務組合 特別会計	一部事務組合等	比例連結	4.00%
栃木県市町村総合事務組合 消防災害補償事業	一部事務組合等	比例連結	4.23%
栃木県市町村総合事務組合 消防救急無線事業	一部事務組合等	比例連結	8.33%
栃木県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合等	比例連結	7.00%
地方独立行政法人 新小山市民病院	地方独立行政法人	全部連結	-
小山市土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
小山都市開発 株式会社	第三セクター等	全部連結	-
公益財団法人 小山市体育協会	第三セクター等	全部連結	-
公益財団法人 小山市農業公社	第三セクター等	全部連結	-
一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター	第三セクター等	全部連結	-
株式会社 小山ブランド思川	第三セクター等	全部連結	-
一般社団法人 小山市観光協会	第三セクター等	全部連結	-
公益社団法人 小山市シルバー人材センター	第三セクター等	全部連結	-
社会福祉法人 小山市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	-

- ②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含みます。)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

(地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

- ③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。